

農地の貸し借り

—— 利用権設定等促進事業 ——

農業委員会では、みなさんの農地の貸し借りについて、簡単な手続きで安心して利用できる農業経営基盤強化促進法による「利用権設定等促進事業」を進めています。

貸し借りのながれ

貸し手

- 農作業がづらくなってきた。
- 休耕地がある。
- 誰かに田んぼをまかせたい。など



借り手

- もう少し田んぼをまとめられれば、効率が上がるのに。
- 農地を増やしたい。など



農業委員会や農業協同組合が、仲介・相談役として両者の間に入り、貸借に向けて話し合いをすすめます。



農業委員会の決定を経て、市が公告を行うことで貸借が成立します。



期間が満了すれば返却、または再設定により継続

貸し借りの要件

- ・ 設定できる土地は、市街化調整区域内の農地です。
- ・ 貸し借りの期間は、原則として3年以上です。

お互いに安心

- ・ 貸し手は、農地を貸しても期間が満了すれば確実に返してもらえます。離作料の心配もありません。
- ・ 市外居住者でも貸し借りは可能です。
- ・ 権利関係や貸借期間などの記録保管、貸借期間中の諸問題についての仲介機能を市と農業委員会が行います。

手続きは簡単

- ・ 契約書の作成や農地法の許可の手続がいりません。「貸したい」「借りたい」などの申し出、あるいは事業の詳細や設定条件などのご相談は随時受け付けています。農地の貸し借りをご検討中のみなさん、ぜひこの制度を利用しましょう。

